

アジア国際法学会日本協会 第2回特別講師勉強会

大変ご好評をいただきました4月17日の第1回特別講師勉強会（講師：渡辺浩法政大学教授）に続き、11月18日（金）に第2回特別講師勉強会を開催することとなりました。今回は元最高裁判所判事の濱田邦夫弁護士をお迎えし、「法の支配」についてお話を伺います。多くの皆様のご出席を心よりお待ち申し上げます。

日時：2011年11月18日（金）18：00～20：00（受付開始17：30）

会場：森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング（受付16階）

<http://www.mhmjapan.com/ja/firm/offices/tokyo.html>

講師：濱田邦夫弁護士（日比谷パーク法律事務所客員弁護士）

タイトル：「世界正義プロジェクト 2011年版「法の支配指数」－The World Justice Project Rule of Law Index(r)－について」

講師の濱田邦夫弁護士は、1962年の弁護士登録（第二東京弁護士会）以来、国際取引、外国投資、国際金融、国際証券市場取引等を中心とする企業法務において多くの実績を残され、2001年から2006年にかけては最高裁判所判事も務められました。1991年創立の環太平洋法曹協会（IPBA・初代会長）や2007年から始まった世界正義プロジェクト（World Justice Project）などの国際的な活動にも積極的に参加なさる傍ら、国内では裁判員経験者ネットワーク、太陽経済の会、高齢者先進国モデルプロジェクト構想などの多くの公益的活動にも取り組んでおられます。2009年のアジア国際法学会東京大会の共同代表のおひとりでもあり、現在は当協会の顧問をお願いしております。

世界正義プロジェクト（World Justice Project；WJP；<http://www.worldjusticeproject.org/>）は、世界での「向上の機会と公平性のある地域社会（communities of opportunity and equity）」を発展させるため「法の支配（Rule of Law）」の強化を目指している運動ですが、その目的達成のため「法の支配指数（Rule of Law Index）」が開発され、本年6月にバルセロナで開催された第3回世界大会でこの指数の2011年版が発表されました。本勉強会では、この運動に2007年以来関わっておられる濱田弁護士より、「法の支配指数」や

我が国における「法の支配」について多くの興味深いお話を伺います。

参加登録：

登録受付は11月16日(水)をもって終了いたしました。お問い合わせは直接事務局までお願いいたします。

* 特別講師勉強会では、1時間弱の講師による報告の後、参加者が食事を取りながら講師と約1時間の質疑応答を行います。夕食は各自ご持参下さい。また、お手数ですが、ご退出の際にはその容器などをお持ち帰りいただけますようお願いいたします。会場を提供して下さる法律事務所と事務局の負担軽減のため、この点どうかよろしくご協力下さい。